

平成27年11月19日

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事・事務局長 弁護士長野浩三先生

株式会社セラマ
代表取締役 齋藤 武雄

前略。貴法人から送付された書面に対して以下のとおり回答致します。

貴法人は、当社に対して、消費者が冠婚葬祭互助契約を解約した場合に、少なくとも既払月掛金のうち確定した判決において無効とされた範囲の金額を任意に返金すること、株式会社らくらくクラブに対しても同様に解約返金を求める旨の申し入れをされています。

しかしながら、下級審の裁判所においては返金の金額の判断が分かれていること、他の互助会の裁判例では返金をしなくても良いという判断が示されております。なお、当社が裁判上の和解に応じているのは、裁判所の提示する和解案を尊重し、早期解決を考えてのことです。

以上から、貴法人の申し入れに対しては応じることはできません。

以上